

第11期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第11期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）

株式会社タウンズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 第1回新株予約権（2026年6月30日現在）

決議年月日	2019年4月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	（注） 4
新株予約権の数（個）	1,209,666（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,209,666（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	59（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2019年4月26日 至 2029年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時点で、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、業務委託先又は業務提携先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、有期雇用契約の期間満了、業務委託契約の期間満了、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 その他の条件とは、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 3

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 3. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 当社の代表取締役である野中雅貴は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問、業務委託先及び業務提携先等の社外協力者向けのインセンティブ・プランとして、2019年4月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年4月26日付で西澤拓哉を受託者として時価発行新株予約権信託®を設定しており、当社は、受託者西澤拓哉に対して、会社法に基づき2019年4月26日に第1回新株予約権を発行しております。本信託（第1回新株予約権）は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、受託者西澤拓哉に付与した第1回新株予約権5,000,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱に関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第1回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託（時価発行新株予約権信託®）
委託者	野中 雅貴
受託者	西澤 拓哉
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日（信託契約開始日）	2019年4月24日
信託の種類と新株予約権数	5,000,000個
交付日	①2023年7月31日 ②発行会社の株式が金融証券取引所に上場した日から6か月が経過した日 ③（発行会社の株式が非上場の場合に限り）発行会社の発行済株式総数の過半数に相当する株式につき株式譲渡承認請求が行われた日 ①から③のいずれか早い日の正午
信託の目的	受託者は、信託期間満了日まで信託財産である新株予約権を管理し、交付日に受益者が確定し次第、これを受益者に交付する。
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問、業務委託先及び業務提携先等の社外協力者のうち、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに基づき、一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第1回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

※本信託（第1回新株予約権）については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員及び従業員等に対して分配されております。

なお、当事業年度の末日現在（2026年6月30日）の付与対象者の区分及び人数は、以下のとおりです。
当社の従業員124名（元従業員1名を含む）：1,209,666個

② 第2回新株予約権（2026年6月30日現在）

第2回新株予約権は当事業年度中に全ての行使が完了しております。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
- 2) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- 3) コンプライアンスの状況は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部門長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- 4) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び取締役会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、通報内容ごとに窓口を定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報システム管理規程」「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- 2) リスク情報等については取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行うものとする。

- 3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のリスク・コンプライアンス委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- 4) 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項の他、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- 2) 取締役は社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また定期的に開催される執行役員が参加する会議等にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
- 3) 各部門においては、「職務権限規程」、「権限委譲規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤ 業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。
- 2) 監査役及び内部監査室は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- 2) 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意又は事前協議を要することとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

取締役、部門長等は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

- 2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑩ 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び補助使用人の職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、担当部署において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。

⑪ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- 2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求める等必要な連携を図ることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において、継続的に当社のコンプライアンス体制及び経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査役は、取締役会や執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席を通じて、また内部監査部門との情報交換等を通じて、内部統制の体制整備及び運用状況を監査しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株		主			資				本	
	資本金	新株式 申込金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計	
			資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その 他 剰 余 金	固定資産 圧縮積立 金	オープン イノベー ション促 進積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	289,771	7,913	139,771	2,633,300	2,773,071	－	999,996	13,307,554	14,307,551	17,378,307	
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	110,979	△218,259	110,979		110,979					3,699	
新株予約権の行使		210,974								210,974	
固定資産圧縮積立金の積立						2,953,403		△2,953,403	－	－	
オープンイノベーション促進積立金の積立							282,015	△282,015	－	－	
剰余金の配当								△3,755,490	△3,755,490	△3,755,490	
当 期 純 利 益								5,495,199	5,495,199	5,495,199	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	110,979	△7,284	110,979	－	110,979	2,953,403	281,015	△1,495,709	1,739,709	1,954,383	
当 期 末 残 高	400,750	628	250,750	2,633,300	2,884,050	2,953,403	1,282,011	11,811,845	16,047,260	19,332,691	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	34,452	34,452	4,910	17,417,670
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			△3,699	－
新株予約権の行使				210,974
固定資産圧縮積立金の積立				－
オープンイノベーション促進積立金の積立				－
剰余金の配当				△3,755,490
当 期 純 利 益				5,495,199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,180	52,180	△2	52,178
当 期 変 動 額 合 計	52,180	52,180	△3,701	2,002,862
当 期 末 残 高	86,632	86,632	1,209	19,420,533

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・ 製品、商品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～31年
機械及び装置	4年～10年
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
顧客関連資産	20年
技術関連資産	15年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく期末要支給額を算定し計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、体外診断用医薬品の販売を行っており、製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との販売契約における対価からリベートや値引き、返品等を控除した金額で算定しております。顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価額に含めております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しています。なお、前事業年度の「未収入金」は49,880千円であります。

Ⅲ. 重要な会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式及び投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	136,859千円
投資有価証券	6,076,316千円

投資有価証券には、2025年11月に企業価値向上のための業務提携を目的に取得したElectraDX,Inc.社の株式1,187,668千円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当該投資は、超過収益力を見込んで、1株当たり純資産に比べて高い価額で取得しており、取得価額をもって貸借対照表価額としております。なお、当該投資の株式取得時に見込まれた超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には相当の減額を行うこととしております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出の用いた主要な仮定

事業計画は売上の見込みを基礎としており、その構成要素である製品・サービスの見込売上数量を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定には経営者の判断が含まれており、実際の製品・サービスの見込売上数量の実績は計画と乖離する可能性があるため、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物

7,860,627千円

土地

1,620,000千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金

4,301,378千円

長期借入金

5,860,731千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権

224,834千円

長期金銭債権

705千円

短期金銭債務

3,464千円

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

10,345千円

販売費及び一般管理費

66,765千円

営業取引以外の取引による取引高

2,873千円

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

106,691,686株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

一株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年9月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	2,265,832	22.00	2025年 6月30日	2025年 9月29日
2026年2月13日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	1,489,658	14.00	2025年 12月31日	2026年 3月13日

(4) 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年9月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	1,493,683	14.00	2026年 6月30日	2026年 9月28日

(5) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,209,666株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	16,395千円
賞与引当金	6,167千円
貸倒引当金	39,173千円
返金負債	200,535千円
退職給付引当金	66,391千円
棚卸資産評価損	248,645千円
投資有価証券評価損	157,285千円
関係会社株式評価損	190,259千円
その他の関係会社有価証券評価損	17,231千円
その他	23,828千円

繰延税金資産小計 965,913千円

評価性引当額 △403,949千円

繰延税金資産合計 561,964千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,362,942千円
顧客関連資産	△698,867千円
技術関連資産	△152,979千円
その他	△38,971千円

繰延税金負債合計 △2,253,760千円

繰延税金負債の純額 △1,691,796千円

Ⅷ. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券、関係会社株式、関係会社社債、その他の関係会社有価証券は上場株式、非上場株式、新株予約権、転換社債型新株予約権付社債であり、発行体の信用リスクを伴っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、返金負債等は短期の支払期日であります。

借入金は運転資金及び設備投資資金の確保等を目的として変動金利にて調達したものがあり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

当社は、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

当社は、投資有価証券等については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、変動金利の借入金については、各金融機関の借入金利の一覧表を定期的に作成し、借入金利の変動状況のモニタリングを行うことにより管理しております。

・流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は営業債務や借入金について、資金繰り表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	12,802千円	12,802千円	－千円
(2) 関係会社社債 その他有価証券	198,310千円	198,310千円	－千円
(3) その他の関係会社有価証券 その他有価証券	79,229千円	79,229千円	－千円
資 産 計	290,342千円	290,342千円	－千円
(1) 長期借入金（※）	13,759,672千円	13,705,687千円	△53,985千円
負 債 計	13,759,672千円	13,705,687千円	△53,985千円

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

- （注）1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収還付法人税等、未収消費税等、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等並びに返金負債については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式 非上場株式 投資有価証券 非上場株式	136,859千円 5,964,380千円

3. 投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	99,134千円

4. 固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式	12,802千円	－千円	－千円	12,802千円
関 係 会 社 社 債 そ の 他 有 価 証 券 転換社債型新株予約権付社債	－千円	－千円	198,310千円	198,310千円
その他の関係会社有価証券 そ の 他 有 価 証 券 新 株 予 約 権	－千円	－千円	79,229千円	79,229千円

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金 (※)	－千円	13,705,687千円	－千円	13,705,687千円

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券・関係会社社債・その他の関係会社有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の時価算定方法は、外部の評価専門家から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いてブラックショールズモデル及び二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利及び固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は体外診断用医薬品事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益（全て一時点で移転される財又はサービス）の分解情報については、以下のとおり、顧客の所在地別に記載しております。

(単位：千円)

	体外診断用医薬品事業
日本	13,890,625
海外	478,594
顧客との契約から生じる収益	14,369,220
その他の収益	－
外部顧客への売上高	14,369,220

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

XI. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	182円01銭
(2) 1株当たりの当期純利益	52円28銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。